

令和2年2月定例農業委員会議事録

開会 2月25日(火) 午前9時

(欠席委員) 小河委員、伊藤委員、小林委員

(事務局出席者) 富田主幹、酒井主任主査、山口主事、川野主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから2月定例農業委員会議事を開催します。

本日は、農業委員の小河委員、伊藤委員及び農地利用最適化推進委員の小林委員から欠席の届け出を受けております。現在の出席委員は農業委員10名、農地利用最適化推進委員8名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

6番、野々山久照委員、8番、近藤元壽委員、よろしく申し上げます。
それでは議事に入ります。

議長：議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。

【議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1、苜生の件について、地元の小河壽久委員は欠席ですので、事務局から御意見を申し上げます。

事務局：地元の小河委員に2月20日開催の新規就農審査会に参加していただきまして、農機具や今後の管理状況について確認をしていただいております。今後は柿の果樹組合に加わるということや、県やJAの営農指導課からも助言をいただきながら、営農に励んでいくということで聞き取りしていただきまして、問題ないとの回答をいただいておりますので報告させていただきます。よろしく願いいたします。

議長：ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

加納委員：柿畑を営農するということになるのですが、申請人には消毒を行う機械があるのかないのか。またそういった部分の援助があるわけですか。

事務局：はい。消毒用の機械、SS等を申請者は所有していませんけれども、苜生の柿組合に加わりましたので、組合が所有するSSを借りながらやっていくということで伺っております。以上です。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので採決に移ります。
番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1について、許可することとします。

《採決結果：議案第41号 全員賛成1件》

議 長：議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請の意見についてですが、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に該当しない番号1から番号3について、事務局からの説明を求めます。

【議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明のありました番号1、三好下の件について、地元の野々山久照委員から御意見をお願いします。

野々山委員：先日、地元の区長と土地改良工区長とで打ち合わせを行いまして、排水や農道についての調整をされております。区長、土地改良工区長ともに了解をいただいております。

申請地につきましては、既存の駐車場の拡大であり、ここは小学校の駐車場と既存敷地に挟まれたところでありますので、今回の開発に当たっても、隣接する農地等の影響もなく、問題はないと判断します。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長：ありがとうございました。
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号1について採決をとります。
番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2、福田の件について、地元の酒井峰男委員から御意見を申し上げます。

酒井委員：はい。この件は12月の委員会で、農振除外で審議された件です。そのときにも問題はないということであり、地権者さんから再度お話を伺ってきましたけれども、特に問題はないと思います。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号2について採決をとります。

番号2について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号3、福田の件について、地元の酒井峰男委員から御意見を申し上げます。

酒井委員：会社が手狭になったということで新規に工場をつくるという案件であります。またこの区域はもともと耕作が困難な畑ということですので、開発は特に問題はなく、周りにも影響はないと思います。よろしく申し上げます。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：ここの県道ですけれども、現状かなり狭いですが、開発するにあたっ

て拡張するような計画は考えられているのか。また今後拡張があったときのことを考えられているのかどうか。

事務局：道路の拡張にかかる部分につきましては、既に分筆がすんでおりまして、会社の前面部分につきましては、道路拡張予定ということで伺っております。以上です。

林委員：そうすると、その部分というのは、借地か何かするというところで話しているということですか。まだ民地であり、その辺は整理できているということでしょうか。

事務局：南側の県道につきましては、都市計画道路の決定をもととされておりまして、今回の開発にあわせて、都市計画道路の幅で愛知県が測量を既に済ませております。この事業とあわせて、乗り入れも県と調整をしていると聞いております。将来、道路部分になる土地の所有権につきましては、確認はしておりませんが、この事業者は購入しないと思います。県から承認を受けて乗り入れをつくるという形をとっております。

議長：御意見等ないようですので、番号3について採決をとります。

番号3について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3については、適当であると意見を付し、県に対して進達することとします。

議長：番号4については、深谷良金委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：それでは、番号4について、事務局からの説明を求めます。

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：それでは、番号4、福田の件につきまして、地元の酒井峰男委員から御意見ををお願いします。

酒井委員：先ほど審議した案件の事業地に既存施設が含まれており、替え地として申請するという事です。周りに農地はなく特に問題はないと思います。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙

手の上、発言をお願いします。

加納委員：申請地の北側を東西に走る道路の幅員はどのぐらいありますか。

事務局：はっきりと数字で何メートルということは申し上げることができなくて申しわけないですが、若干の余裕を持って車1台が通れるぐらいの幅員となっております。車の出入りについては、今までも隣地を資材置き場として使っていたという経緯もありますので、問題はないということ考えております。

議長：御意見等ないようですので、番号4について採決をとります。

番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号4については、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

(該当委員着席)

議長：番号5については、近藤浩尚委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：それでは、番号5について、事務局からの説明を求めます。

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：続きまして、番号5、高嶺の件について、事務局から御意見を申し上げます。

事務局：この案件につきましては、高嶺の近藤委員が議事参与の制限に該当しますので、事務局から説明をさせていただきます。

既存駐車場の拡張でありまして、面積につきましても275平米と小さいものになります。また、申請地内に現在植えられている果樹につきましても、事業者側で、植え替えを行うということで伺っておりますので、問題ないと判断させていただきました。よろしく願いいたします。

議長：ありがとうございました。

事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないですので、番号5について採決をとります。
番号5について、県に対して進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号5について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第42号 全員賛成5件》

議 長：議案第43号、相続税の納税猶予にかかる証明願について、事務局からの説明を求めます。

【議案第43号、相続税の納税猶予にかかる証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明があった番号1、新屋の件について、審議いたします。

地元の原田一豊委員から御意見をお願いします。

原田委員：こちらの案件ですが、2月17日に現地確認をしてきました。昨年度、水稻の作付けがされて行おり、今は耕す前ということで適正に管理されていることを確認してまいりましたので、よろしくをお願いします。

議 長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので採決に移ります。

番号1について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1については、証明書を発行することとします。

議 長：続きまして、番号2、番号3、三好下、福田の件につきまして、一括して審議いたします。

地元の野々山久照委員、酒井峰男委員から御意見を申し上げます。

まず、野々山委員から申し上げます。

野々山委員：三好下の三好町平子と植松につきましては、平子が桃の栽培、植松については梨の交配用に使う木が植わっておりましたが、この3筆につきましては、案件3の特定貸し付けで農事組合法人が栽培を続けておりますので、問題はないと思います。以上です。

議 長：続きまして、酒井委員、申し上げます。

酒井委員：福田に関しても、適正に管理されているのを見てきました。特に問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので採決に移ります。

番号2、番号3について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号2、番号3については、証明書を発行することとします。

議 長：続きまして、番号4、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見を申し上げます。

近藤(雅)委員：半分は野菜を栽培しており、半分は果樹です。果樹が余り管理されていないですけれども、草は繁茂してはいませんので、問題はないと思います。以上です。

議 長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので採決に移ります。
番号4について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号4については、証明書を発行することとします。

《採決結果：議案第43号 全員賛成4件》

議長：議案第44号については、近藤元壽委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：議案第44号、農地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第44号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので採決に移ります。
本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、決定することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第44号 全員賛成1件》

議長：議案第45号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断に関する要綱案について、事務局からの説明を求めます。

【議案第45号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断に関する要綱案について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：今回、この要綱の「荒廃農地に係る」というところを「遊休農地に係る」に変えるのですよね。そうすると、要綱の文面はすべて「荒廃農地」が「遊休農地」に変わるということでしょうか。

事務局：はい、すべて「遊休農地」に変えさせていただきます。

鈴木委員：今までの農地転用は個人の方が必要とする目的があって農地転用をされてきたわけですが、このように現況がもう畑でないことが、何十年も継続されているということについて、認めてくださいというような申請になると、従来国からの指示で農業委員会が非農地証明するのでは意味合いが変わってきて、普通の農地転用よりも、この遊休農地の申請の方が緩く許可を受けられるような感じに思われますが。

事務局：個人からの非農地判断の依頼につきましては、今までは農業委員並びに事務局が現場を回り、確認の上で判断に移らせていただきましたが、国から示された要綱にもありますとおり、個人からの非農地判断の依頼についても受けていくよう記載をされております。ただ、個人からの申請における非農地判断についても、従来と同じように実際に現地を確認を行い、そこを非農地とした場合の影響、本当にそこを非農地とできるかどうかという判断につきましては、今までと変わらない扱いとしていきたいと思っております。

議長：御意見等ないようですので採決に移ります。
本件について採決します。案について賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、案のとおり要綱を制定することとします。

《採決結果：議案第45号 全員賛成1件》

議長：続いて、諮問に移ります。

諮問第8号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局からの説明を求めます。

【諮問第8号、農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので採決に移ります。

諮問第8号について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、諮問第8号について、適当であるとして、市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第8号 全員賛成1件》

議長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

ア 令和2年1月分農地転用届出の受理状況について

イ 農地法の第18条の解約の通知

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、ないようでありますので、以上で予定していました議事は全て終了いたしました。

これをもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。

引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、農地利用最適化推進会議を開催させていただきます。

今月は、協議、報告事項として2件、その他1件について、事務局から説明をさせていただきます。

- 1 令和元年度利用意向調査の実施状況について
- 2 みよし市農業委員会の委員の推薦及び応募の状況について

事務局：それでは、以上をもちまして2月の定例農業委員会議を終わりたいと思います。

一同、御起立をお願いします。

(閉会午前10時15分)